

やまなし 6次産業強化促進業務委託仕様書

1 目的

令和2年3月に策定した「やまなし6次産業化・地産地消戦略」の具現化に向けて民間の力を最大限活用し、農業者等の新たな加工品の開発や経営・販売の支援を行うことにより、本県農業の6次産業化の強化を図る。

2 委託業務の内容

受託事業者は、新たに開発する加工品の売上1,000万円を目指す農業者等（以下「エッジ事業者」という。）を選定し、エッジ事業者が開発する加工品の商品化を支援するとともに、販売促進資材の試作を行う。

また、令和2～3年度に売上1,000万円を目指す新たな加工品開発を行った事業者（以下「既存エッジ事業者」という。）の目標達成に向けたフォローアップ支援を行う。

さらに、エッジ事業者及び既存エッジ事業者、これまでに美味しい甲斐開発プロジェクト事業（東京農業大学名誉教授の小泉武夫博士の助言を得て、地域の農林畜水産物を使用した加工品開発を支援するプロジェクト事業）で加工品開発に取り組んだ者（以下「既存PJ事業者」という。）を含む6次産業化に取り組む事業者（以下「事業者」という。）の商談会等への出展を支援するとともに、商談会等で実需者のニーズを把握し、事業者にフィードバックする。

(1) エッジ事業者の選定及び助成

公募によりエッジ事業者を3者選定し、エッジ事業者が行う加工品開発に係る経費の半額（上限200千円／事業者）を助成する。

(2) 専門家の助言を踏まえた商品化への支援

県が指定する専門家（以下「専門家」という。）の助言を踏まえ、エッジ事業者が行う加工品の商品化を支援する。また、エッジ事業者が作成する、新たに開発する加工品の売上1,000万円の達成に向けたロードマップの作成を支援する。

(3) 販売促進資材の試作

エッジ事業者が開発した加工品の販売促進資材（チラシ等）を試作する。

(4) 商談会等への出展支援及び出展者へのフィードバック

県内外の商談会等への出展を2回以上企画し、1回あたり2事業者以上を参加させ、商談の成立等に向けて支援する。また、商談会等において、実需者のニーズを把握し、出展した事業者へフィードバックすることにより、事業者の商品改良と販路開拓・拡大を支援する。

(5) 既存エッジ事業者へのフォローアップ支援

令和2～3年度に既存エッジ事業者（9者）が開発した加工品について、売上1,000万円の目標達成に必要な支援を個別に行う。また、既存エッジ事業者が過去に作成した売上1,000万円達成に向けたロードマップについて、目標達成に向けた実施方法に基づき改訂する。

3 実施方法

(1) エッジ事業者の選定及び助成

インターネット等により広く周知し、候補者を公募する。また、県が別に定める選定基準により3者を選定し、県の承認を得て決定する。

また、エッジ事業者が行う加工品開発に係る経費の助成に当たっては、事前に県の承認を得た上で実施する。

なお、助成にあたっては、県が別途提示するひな形に基づき、県と協議の上、必要な事項を定めた規程を作成し、適正な執行管理を行う。

(2) 専門家の助言を踏まえた商品化への支援

エッジ事業者に対する専門家の助言内容を確実に把握するため、県がエッジ事業者に対して行う専門家会議（年4回）に出席する。

・専門家

小泉武夫氏 東京農業大学名誉教授

鎌田良氏 (株)フードアンドパートナーズ代表取締役

澤伸恭氏 山梨大学特任教授

専門家の助言を踏まえ、1エッジ事業者あたり4回以上商品化に向けた支援を行う。

また、エッジ事業者が作成する、新たに開発する加工品の売上1,000万円の達成に向けたロードマップの作成を支援する。

(3) 販売促進資材の試作

エッジ事業者が開発する加工品について、1エッジ事業者当たり1種類以上の販売促進資材を試作する。なお、チラシは必ず試作するものとし、商談会等に参加する際には必要部数を用意し、活用する。

(4) 商談会等への出展支援及び出展者へのフィードバック

事業者の販路開拓・拡大を目的として、県内及び県外で開催される商談会等への出展を2回以上企画し、1回当たり2事業者以上を参加させる。また、出展する商談会等は、一般的な商談会以外でも、販路開拓・拡大が見込める販売会やこれに相当する各種取り組みも可能とする。

商談会等への出展者に対して行う情報のフィードバックについては、県と協議の上、

各出展者に1回以上行う。

(5) 既存エッジ事業者へのフォローアップ支援

既存エッジ事業者(9者)の売上1,000万円の達成状況を把握し、目標達成に向けた課題等を個別に整理するとともに、課題等を解決するための対応策を考案しこれらを実行する上で必要な支援を2回以上実施する。

また、法人化等の経営改善を含めた幅広い視点からの目標達成に向けた対応策や専門家の指導内容等を組み込み、これらの実施方法に基づいた目標を確実に達成するためのロードマップを改訂する。

4 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次のとおりとする。

- (1) エッジ事業者の選定及び助成に要する経費
- (2) 専門家の助言を踏まえた商品化への支援に要する経費
- (3) 販売促進資材の試作に要する経費
- (4) 商談会等への出展支援及び出展者へのフィードバックに要する経費
- (5) 既存エッジ事業者へのフォローアップ支援に要する経費
- (6) 管理運営費

※人件費を計上する場合は、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき算定すること。

5 業務成果の取扱

(1) 業務成果の報告等

業務が終了したときは、業務の成果を記載した業務完了報告書を、県に提出すること。
なお、次の資料を添付すること。

- ・ 2(1)に係る事業者や、支援内容がわかるもの。
- ・ 2(2)～(5)に係る業務内容がわかるもの。

(2) 事業成果の帰属等

- ・ 本業務により受託事業者が作成した著作物の著作権は、県に帰属する。
- ・ 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。なお、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う。

6 留意事項

- ・ 業務を総括する責任者を置き、県と随時連絡が取れる体制とする。
- ・ 本業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書を元に、内容や

実施手法等について、修正又は調整等を行う場合がある。

- ・受託事業者は、本業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行う。
- ・業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守する。

7 その他事項

(1) 再委託について

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、県の承諾を得たものについては除く。

(2) 仕様変更

受託事業者は新型コロナウイルスの感染症拡大等やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得る。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、県の指示により内容を変更するときには指示に従う。

(3) 業務の引継ぎ

翌年度に業務委託先が変更される場合においても、支援活動を継続的かつ円滑に行うことができるよう、本業務において支援した事業者に関する情報の引継ぎを適切に行う。

(4) 事業実施要領

本仕様書は、やまなし6次産業強化促進事業（美味しい甲斐開発プロジェクト事業）実施要領第4の1に基づき定める。